

令和8年9月16日

破産者 株式会社プラスアルファ

破産管財人 弁護士 田口 和幸

第7回債権者集会における破産管財人の報告書

第1 前回集会以後に行った管財業務

破産者は、破産開始前に、運転資金を得るために売掛債権に対する自己信託を設定して、それにより生じる優先受益権をモルガン・スタンレー・クレジット・プロダクツ・ジャパン株式会社（以下「モルガン社」という）に譲渡し、譲渡代金を得ていたが、日本年金機構が自己信託の対象である売掛債権等を差し押さえて売掛債権等を回収したため、差押えの取消を求める審査請求を行っていた。

当職は、破産開始後に、上記審査請求手続において必要な対応を行った。

その後、日本年金機構は、上記差押えを解除したが、モルガン社が請求した不当利得返還請求に応じなかった。モルガン社は、日本年金機構が不当利得として返還すべき額が優先受益権の残元本と遅延損害金を上回り、その残額が破産財団に属する劣後受益権に償還される筈であるとして、当職に対して日本年金機構に対する不当利得返還請求に関する交渉に協力するように要請を行った。

当職は、令和7年6月26日に御庁の許可を得て、モルガン社と共に原告となり、日本年金機構や国らに対する不当利得返還請求訴訟を起こした。

上記訴訟では、令和8年1月21日に第1回期日が開かれた後、同年4月16日と同年6月16日に期日が開かれ、次回期日は同年9月24日に予定されている。

管財人とモルガン社は、被告日本年金機構らの主張を受けて、新受託者（清算受託者）を選任して、新受託者に上記訴訟に参加させるなどして争点を集約化したが、訴訟解決の目処は立っておらず、訴訟手続は当面継続する見通しである。

第2 破産財団の状況

- 1 別紙財産目録・収支計算書記載のとおりである。
- 2 破産財団の現在残高は40,386,432円である。

第3 今後の管財業務の方針について

劣後受益権に対する償還による財団増殖の可能性を見極めるため、上記訴訟の対応を引き続き行う予定である。

第4 配当の見込みについて

現時点で当職が把握している財団債権が571,471,807円であるのに対して、破産財団の現在残高は40,386,432円にとどまる。

今後、劣後受益権に対する償還による財団増殖が図られたとしても、財団債権額を超える財団組入を得るには至らないと考えられることから、破産債権者に対する配当を見込むことはできない。

以上

収 支 計 算 書

(令和5年11月10日～令和8年9月16日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
番号	科目	金額	備考	番号	科目	金額	備考
1	現金回収	3,080		1	履行補助者給与	5,578,635	※2
2	預金回収	24,203,259		2	書類保管・廃棄料	982,982	※3
3	予納金組入	6,077,886		3	税理士報酬	1,696,430	
4	債権回収	5,894,521		4	社会保険労務士報酬	681,450	
5	還付金回収	6,719,922	※1	5	人事労務ソフト使用料	42,900	
6	敷金回収	6,590,821		6	通信費	311,577	
7	売掛金回収	409,623		7	その他管財費用	1,009,159	※4
8	株式等換価	415,687		8	郵送費	58,585	
9	什器売却代金	165,000		9	交通費	26,466	
10	出資金回収	140,162		10	書類等梱包費用	50,908	
11	金券等売却代金	68,509					
12	受取利息	137,054					
	収入合計	50,825,524			支出合計	10,439,092	

差引残高

40,386,432

※1 破産会社の従業員の退職により厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、納付済みの厚生年金保険料等が還付されたものである。

※2 令和5年11月度及び12月度は11名分、令和6年1月度は7名分、同年2月度は6名分、同年3月度は6名分、同年4月度は4名分の破産管財人の履行補助者の給与の合計額である。

※3 本社及び支店で保管されていた書類のうち保管を要するものを倉庫に預託し、廃棄すべき書類の溶解処分を委託した費用である。

※4 残高証明書発行料、給与等の振込手数料と税理士報酬の源泉徴収税である。

東京地方裁判所 令和5年(フ)第7060号
破産者 株式会社プラスアルファ
破産管財人弁護士 田口 和幸

財 産 目 録

資 産 の 部 (作成日＝令和8年9月16日)

番 号	科 目	簿価	現在額	備 考
1	現金	0	6,080,966	回収済。予納金を含む。
2	預金	65,137,807	24,203,259	
3	売掛金	50,345,466	409,623	
4	還付金	0	6,719,922	回収済。厚生年金保険料等の還付金。
5	立替金	1,730,947	0	回収不能(反対債権がある債権や元従業員に対する債権)
6	貸付金	36,551,235	3,227,535	関係会社((株)ガネット)に対する債権。再生債権弁済を受領済。
7	未収入金	85,134,482	107,284	関係会社債権。うち株式会社ガネットに対する債権は上記6の再生債権弁済を受領済。また、株式会社エフ・エフ・アルファに対する債権も再生債権基本弁済(107,284円)を受領済で、追加弁済請求権は株式会社大京に譲渡する予定。未回収の債権のうち10,262,871円はマックスアルファ(株)に対する債権であり、7,449,597円は株式会社アルファセンセーションに対する債権であり、2社の破産手続開始申立てにより回収不能。
8	仮払金	1,074,777,796	0	関係会社債権。そのうち283,318,875円はマックスアルファ(株)に対する債権であり、同社の破産手続開始により回収不能。150,275,988円は(株)エフ・エフ・アルファに対する債権であり、79,901,980円は(株)ガネットに対する債権であり上記6の備考欄記載のとおり回収済。
9	貸付金	36,551,235	0	(株)ガネットに対する債権であり、上記6の再生債権弁済を受領済。
10	保険解約返戻金	12,293,600	0	回収不能(日本年金機構が差押後に回収)
11	預け金	759,840	759,840	回収済
12	敷金保証金	107,430,283	6,590,821	回収済
13	株式	2,450,000	415,687	ワールドホールディングス株式売却代金。その他はマックスアルファの株式であり回収不能。
14	出資金	7,240,000	140,162	100,000円を回収済。回収見込額は103,000円。
15	什器備品	0	165,000	回収済(PC及びモニター等)
16	金券等	0	68,509	回収済
	資産合計	1,480,402,691	48,888,608	

負 債 の 部

番 号	科 目	届出額	評価額	備 考
1	財団債権(公租公課)	471,275,224	471,275,224	
2	財団債権(労働債権)	19,842,524	19,842,524	未払給与
3	財団債権(その他)	80,354,059	80,354,059	労働者健康安全機構が立替払いにより取得した未払賃金、通信費等
4	優先的破産債権	届出留保	評価未了	解雇予告手当
5	一般破産債権	届出留保	評価未了	
	負債合計	571,471,807	571,471,807	